



吐水口空間を有する給水器具の垂直距離の測定位置

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正等について”の通達が平成24年9月6日に告示されました。

(裏面に通達書の1頁を記載しました)

ここでは、給水装置の耐圧試験と逆流防止(吐水口空間)に関する概要をお知らせします。

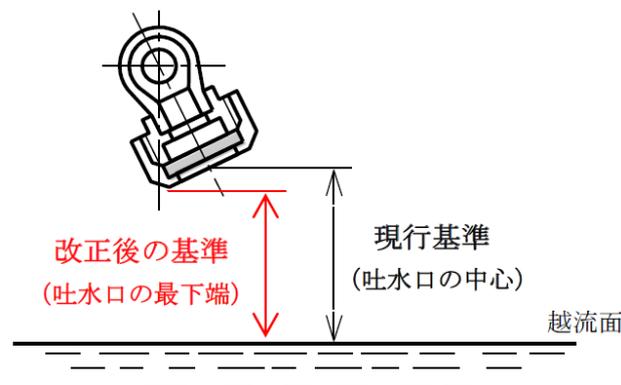
1. 耐圧に関する基準

給水装置は1.75メガパスカルの静水圧を加える耐圧性能試験を行うこととされている。その例外として、改正前の基準省令においては、貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具は、その使用圧力を維持するための減圧弁を外した状態で、0.3メガパスカルの静水圧を加える耐圧性能試験を行うことと規定していた。しかし、基準省令制定以降に開発されたヒートポンプ等を利用した給湯器等の製品は、貯湯湯沸器に該当するかどうか不明確でないものもあり、また、使用圧力が0.3メガパスカルを超える製品もあることから、耐圧性能試験の方法を見直すとともに貯湯湯沸器等の文言を削除し、表現を修正した。

2. 逆流防止に関する基準

- (1) 負圧破壊装置を内蔵した給水用具における試験方法において、従来は負圧破壊性能試験による基準に適合しても逆流が生じる構造の製品があり得たため、より適切な試験方法に改正した。
- (2) 吐水口空間を有する給水装置については、越流面から吐水口の中心までの垂直距離が基準を確保していることを条件としていたが、吐水口が越流面と平行でない場合に安全性に欠ける可能性があったため、見直しをした。

すなわち、吐水口を有する給水装置の基準を、「越流面から吐水口の中心までの垂直距離」から「越流面から吐水口の最下端までの垂直距離」に変更した。このため、これまで吐水口の切り込み部分の上端を吐水口の位置としていた給水用具にあっても吐水口の最下端が基準の位置となる。



吐水口空間を有する給水用具における確保すべき垂直距離の測定位置

健水発0906第7号
平成24年9月6日

(社)日本水道協会品質認証センター
(財)日本燃焼機器検査協会
(財)日本ガス機器検査協会
(財)電気安全環境研究所

} 担当者殿

厚生労働省健康局水道課長

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正等について

今般、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年厚生省告示第111号。以下「試験告示」という。）の一部改正が平成24年9月6日にそれぞれ公布され、一部を除き即日施行されることとなった。

については、下記の事項に留意の上、給水装置の構造及び材質に関する規定が適正に運用されるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

記

第1 改正の背景

基準省令の制定から10年以上が経過し、その間に技術の進歩や需要者のニーズによって多様な製品が開発されてきている。これらの製品においては、従来想定していなかった構造の製品があり、現行の基準省令の規定では解釈が難しいものが出てきている。このため、新たな製品開発にも柔軟に対応できるよう表現の修正や基準の明確化を図ったものである。

なお、改正した内容は、耐圧に関する基準及び逆流防止に関する基準である。

以下 省略